

おokayama労働

2018年

春

No.481

平成30年度労働問題セミナー

参加募集

「働き方改革実行計画」の決定により、「労働生産性の向上」、「長時間労働の是正」などが叫ばれています。でも、実際はどうしたらいいの？簡単にいうけれど難しいんじゃないの？という方も多いのではないのでしょうか。仕事非効率化の真相、モチベーションの上がらない仕組み、それらの改善方法について講演いただきます！

～多くの方のご参加を、お待ちしております。～

【講演】「仕事効率を『心理』から改善する ～効率UPで残業ゼロを！～」

講師 **もと やま ゆう こ**
本 山 裕 子 氏



《講師プロフィール》

同志社大学を卒業後、人材業界・不動産業界にて個人・法人営業経験の後、書道の道へ転身。筆跡から書き手の心理や性格を読み解く筆跡心理学に興味を持ち筆跡アドバイザーマスター・心理カウンセラーの資格を取得。

書道を通じ心の教育を目指す書道教室「書心塾」を運営するとともに筆跡から心理や本質を説く独自の筆跡心理カウンセリング手法を展開。書を通じ人の本質を「視覚化」する、筆跡心理が専門分野のカウンセラーとして、経営者向けのマインドコンサルティングや開運筆跡講座、企業研修や講演など多方面で活躍されておられます。

- 【日 時】 平成30年7月25日(水) 14:50～16:30
【場 所】 ピュアリティまきび(2F千鳥) 岡山市北区下石井2-6-41
※ 公共の交通機関を御利用ください。
【定 員】 先着100名様 (参加費無料)
【主 催】 岡山県・岡山県労働協会
【後 援】 岡山県中小企業労務改善集団協議会・一般社団法人岡山県労働基準協会
【参加方法】 下記連絡先に、7月13日(金)までにお申し込みください。
※ 入場券は発行しません。お申し込み後は、当日、直接会場にお越しください。
※ 定員になり次第、募集を締め切らせていただきます。

【お申し込み・お問い合わせはこちらまで】

岡山県庁 労働雇用政策課 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL(086)226-7386 FAX(086)224-2130
e-mail:rosei@pref.okayama.lg.jp

目 次

平成30年度労働問題セミナー	表紙	平成30年度 県立高等技術専門学校における在職者訓練の計画	10
岡山で就職しよう! ①	2	ポリテクセンター岡山 公共職業訓練受講者募集&見学説明会参加者募集	11
岡山で就職しよう! ②	3	平成30年労使関係総合調査にご協力ください	12
東京圏からUUターン就職する若手社員の奨学金返還支援を行う中小企業に助成します	4	「平成30年工業統計調査」を実施します	12
家庭教育企業出前講座	5	サブロク協定をご存じですか?	13
障害者雇用促進アドバイザーを派遣します(無料)	6	岡山県車両電気配線装置製造業最低賃金	13
少ない負担で充実の福利厚生!	6	労働保険年度更新手続きのお知らせ	14
第10回 ハラスメント防止コンサルタント養成講座・認定試験	7	派遣労働者を受入れる事業所の皆様へ	14
県労委の動き	7	全国各地で精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を絶賛開催中!	14
平成30年「労働者の祭典」メーデーが開催されました	8	岡山労働局雇用環境・均等室の助成金(平成30年度)	裏表紙
職場復帰支援(リワーク支援)説明会のごあんない	9		

岡山県労働雇用政策課

学生・保護者向けメール配信サービス

岡山で就職しよう!



岡山県内企業のインターンシップや合同就職面接会など、学生の就職活動に役立つ様々な情報をお届けします。

まずは、岡山県企業人材確保支援センターのホームページから登録を行ってください。

<http://www.job-agency-okayama.jp>

保護者の方も
ぜひご利用
ください。

岡山県企業人材確保支援センター

検索

岡山県労働雇用政策課



岡山県労働雇用政策課

登録の流れ



岡山で就職したい学生の皆さんぜひ登録を!

岡山県企業人材確保支援センターのホームページへアクセスしてください。
<http://www.job-agency-okayama.jp>

就活情報がこんなにたくさん!



STEP 1

岡山県が提供するサービスだから安心だ

ここから登録するのね

「学生の方・保護者の方へ」というメニューからそれぞれの登録画面に進んでください。

STEP 2

簡単に登録できるんだ

注意事項などを確認の上、情報の登録を行ってください。

〈登録に必要な項目〉
 氏名、性別、住所(都道府県、市町村)、メールアドレス、学校名、卒業(見込み)予定年月

STEP 3

登録完了!

就活情報満載

登録完了です。岡山県からメール等で就職に役立つ情報をお送りします。メールのドメイン指定受信・拒否設定をされている方は、job-agency@pref.okayama.lg.jpからのメールが届くように設定をお願いします。

STEP 4

学生の方・保護者の方

登録

就職活動に役立つ様々な情報
岡山県内企業のインターシブや
合同就職面接会情報など

情報

岡山県

- 大学・大学院・短大・高専・専門学校の学生の方および既卒の方で、岡山県での就職を希望される方であれば、県外出身の方でも登録することが出来ます。
- 保護者の方でも登録することができます。
- 1年ごとに情報の再登録が必要になります。再登録の時期については、登録者の方に対して別途ご案内いたします。

<http://www.job-agency-okayama.jp>

岡山県企業人材確保支援センター

検索

お問い合わせ：TEL.086-226-7391 〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6 岡山県産業労働部労働雇用政策課

岡山県補助事業 中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業

東京圏からI J Uターン就職する若手社員の奨学金返還支援を行う中小企業に助成します

※東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)

岡山県では、若者の還流・定着及び中小企業の人材確保を図るため、東京圏からI J Uターン就職する若手社員の奨学金返還を支援する中小企業を応援する制度を創設しましたので、ぜひご活用ください。

補助内容

東京圏からI J Uターン就職する従業員への奨学金返還支援制度を設けている中小企業に対して、その負担額の一部を補助します。

補助対象企業

以下のいずれも満たす中小企業

- ①県内に主たる事業所がある、又は県内に勤務先を限定して採用していること
※中小企業とは中小企業基本法に定める中小企業者等(詳しくは実施要領をご確認ください。)
- ②従業員への奨学金返還支援制度を設けていること

※補助対象企業には、県が進めるUターン就職等に係る取組への参画に努めていただきます。

【参画する取組例】

- ・東京で開催する大学生や若手社会人を対象とした合同就職面接会への参加
- ・東京支店などでのインターンシップ実施
- ・ネット採用面接の実施

支援対象者(従業員)

補助対象企業に勤務し、以下の全てを満たす者

- ①補助対象企業が返還支援制度を創設後、採用された者
- ②採用直前(6か月以内)まで東京圏に在住又は通勤、通学していた者
- ③正社員である者
- ④日本学生支援機構の奨学金を返還予定又は返還中の者
- ⑤県内の事業所等に勤務している者
- ⑥35歳未満の者(年度末時点)

補助対象期間

支援対象者1人につき、採用後6年(72か月)間

1人当たり年間補助額

支援対象者の奨学金年間返還額の範囲内で補助対象企業が手当等として支給した額を補助対象額とし、その2分の1の額又は9万円のいずれか低い額



©岡山県「ももっち」

お問い合わせ窓口・補助金申請先

岡山県中小企業団体中央会(〒700-0817 岡山市北区弓之町4番19-202号)

TEL: 086-224-2245 FAX: 086-232-4145

※岡山県補助事業として、岡山県中小企業団体中央会が事業を実施します。

専用ホームページ: <http://www.kirari-okayama.jp/uturn.php>

平成30年度 岡山県教育委員会

県教育委員会が講師の派遣します!

家庭教育企業出前講座

子育てのヒント等、家庭教育について学んでいただくことで、社員の皆様の家庭生活がさらに安定、仕事にも全力投球!

企業内の研修等に合わせて、皆様方の学びやすい時間に、家庭教育に関する出前講座を実施します。ぜひ、御活用ください。

講師派遣の費用は県で負担します!



岡山県「ぼっちりモグモグ」生活リズム向上マスコットキャラクター

- 1 内容 講座内容については、御相談の上で決定します。
※詳しくは生涯学習課HPを御覧ください。
- 2 講師 大学関係者、各種団体（子育て支援団体、岡山県栄養士会等）、岡山県教育庁職員など
- 3 対象者 企業等で働く子育て中の方（乳幼児から思春期の子どもをもつ保護者）及びこれから親になる若い方など
- 4 期間 平成30年5月～平成31年2月
- 5 申込み ①岡山県教育庁生涯学習課まで御連絡ください。
②申込書を御提出いただきます。
※生涯学習課ホームページからもダウンロードできます。
- 6 その他 企業内で、参加呼びかけ等の広報をお願いします。会場として、企業内の会議室等を御用意ください。
※当日は、実施団体と県教育委員会で運営します。

平成29年度 実施例



三井住友信託銀行岡山支店
「子育てのイライラとうまく付き合う親になろう」



株式会社コーセーカン
「ワーク・ライフ・バランスって?」

※このほかにも、御要望の内容に合わせて講師を派遣します。

出前講座活用で社員の子育てとワーク・ライフ・バランスをバックアップ!!

家庭教育はすべての教育の出発点!
次の世代を担うおかやまの子どもたちの健やかな成長のために!

*講師の派遣に要する経費(謝金及び旅費)は**県が負担**します。

*本年度、8団体程度への出前講座が可能です。**先着順**ですので、早めにお申込みください。

お問い合わせ・申込み先 岡山県教育庁生涯学習課

住所:〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話:086-226-7597

FAX:086-224-2035

E-mail: syogai@pref.okayama.lg.jp

(“家庭教育企業出前講座”とタイトルをつけてください。)

障害者雇用促進アドバイザーを派遣します(無料)

岡山県では、障害のある方の雇用を検討されている中小企業等を対象に、相談や助言を行う「障害者雇用促進アドバイザー制度」を設けています。
 アドバイザーが障害者雇用を支援するためのアドバイスをを行います。
 アドバイザーの事業所での職場見学など実地研修も行うことができます。
 障害のある方の雇用を進めるために、どうぞご活用ください。

<アドバイザー>

板橋 完樹さん
【(有)岡山県農商 取締役会長】

岡田 勲さん
【JFEアップル西日本(株) 倉敷業務課長】

時國 敦範さん
【(株)栄エプラント 代表取締役】

萩原 義文さん
【(NPO)就労継続支援A型事業所協議会 理事長】

藤田 芳男さん
【藤田被服(有) 代表取締役】

牧野 光雅さん
【(有)トモニー 総括部長】

薬師 浩司さん
【(有)ヤクシ 代表取締役】

<ご利用の流れ>

お問い合わせ

岡山県産業労働部労働雇用政策課労働調整班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
 電話：086-226-7386 FAX：086-224-2130
 H P：http://www.pref.okayama.jp/page/detail-113668.html

新規会員 募集中！ 少ない負担で充実の福利厚生！



岡山県内には、中小企業勤労者を対象とした福利厚生サービスを提供する団体が5つ設立されています。
 少額の負担で充実した福利厚生サービスを受けられます。

健康維持増進	健康診断、人間ドック、インフルエンザ予防接種の受診助成 等
慶弔給付金	結婚、出産、入学、成人、還暦、勤続祝、弔慰金 傷病休業保険 等
余暇活動	宿泊・レジャー施設（映画・音楽鑑賞等）の利用助成、各種ツアー・チケットの割引斡旋 等

●詳しくは下記サービスセンターまたは互助会へお問い合わせください

※他にもさまざまなサービスがあります。
 団体ごとでサービス内容が若干異なります。

団体名	連絡先	対象地域
岡山市勤労者サポートプラザ（ときめきプラザ）	086-223-6364	岡山市
倉敷市勤労者福祉サービスセンター（ほっと倉敷。）	086-434-8770	倉敷市
津山圏域勤労者互助会	0868-24-3633	津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町
玉野勤労者福祉サービスセンター	0863-33-5000	玉野市
井原地域勤労者互助会	0866-62-8850	井原市・矢掛町

第10回 ハラスメント防止コンサルタント養成講座・認定試験

21世紀職業財団では、ハラスメント防止のための教育・研修を行うことのできる人材を養成する講座を開設し、その知識を問う試験に合格された方を『ハラスメント防止コンサルタント』として認定・登録しています。ハラスメント防止に関心のある方、ぜひ資格取得にチャレンジしてください！

養成講座2日間 東京会場：2018年9月15日(土) 10:00～17:00 9月16日(日) 9:00～16:30
国際ファッションセンター (KFC) 101～103会議室

大阪会場：2018年9月8日(土) 10:00～17:00 9月9日(日) 9:00～16:30
国民會館中ホール

受講料：70,000円 (テキスト代・税別) 申込期間：6月11日(月)～8月17日(金)

認定試験 2018年11月11日(日) 13:00～17:00 (両会場とも)

東京会場：KFCホール 大阪会場：国民會館大ホール

受験料：10,000円 (税別) 申込期間：6月11日(月)～10月12日(金)

申込み方法 当財団内申込み専用サイト (6月11日 10:00 オープン) からお申込みください。

お問合せ 公益財団法人21世紀職業財団 <https://www.jiwe.or.jp/contactus> TEL 03-5844-1665

県労委の動き

H29年12月1日～H30年3月31日

不当労働行為救済申立事件

- 平成29年第1号事件
(不誠実団体交渉、支配介入)
平成30年3月29日 第3回調査

調整事件

- F市争議 (平成29年第2号事件)
〈調整事項〉人事院勧告の尊重
平成29年12月28日 組合からあっせん申請
平成30年1月29日 第1回あっせん
平成30年1月31日 第2回あっせん
平成30年2月5日 あっせん案受諾 (解決)

個別的労使紛争事件

- 公益財団法人A事件
(65歳までの雇用の継続)
平成30年1月12日 労働者からあっせん申請
平成30年1月22日 第1回あっせん
平成30年2月13日 第2回あっせん
平成30年2月28日 第3回あっせん (打切り)

- 公益財団法人B事件
(65歳までの雇用の継続のための出向継続)
平成30年2月13日 労働者からあっせん申請
平成30年2月21日 不開始

～ 労使紛争に係る問い合わせ、相談は労働委員会へ～

岡山県労働委員会事務局

〒703-8278
岡山市中区古京町1-7-36 岡山県庁分庁舎1階
電話 086-226-7563



岡山県マスコット
ももっち

「労働者の祭典」メーデー が開催されました 平成30年

第29回岡山県中央メーデー 2018家族ふれあいメーデー

4月30日(月)、連合岡山・第29回岡山県中央メーデー[主催者：連合岡山・東部地域協議会]が連合に加盟する労働組合の36組織から約3,000人が参加し、岡山市北区北長瀬表町の岡山ドームで開催されました。金澤会長は、「格差と貧困の是正のために、労働環境の是正、教育機会の均等、奨学金の改善を求めていく」と挨拶。そして、「誰もが健やかで安心して働き続けられる社会を創ろう」とするメーデー宣言を採択し、全員で力強く「ガンパロー」を三唱しました。

また式典後は、子供向けのイベントや組合員らが出した約40店の模擬店によって、家族連れの多くの参加者で賑わいました。



第89回岡山県中央メーデー



5月1日(火)、第89回岡山県中央メーデー[主催者：岡山県中央メーデー実行委員会]が五月晴れのもと、岡山市北区石関町の石山公園にて開催されました。県内の39団体から組合員約400人が参加し、県労会議の三上議長は開会の挨拶で、「労働者が豊かになり、庶民の生活が安全・安心なものになることこそが、社会や企業も繁栄する道だ」と指摘。そして、「働く人が報われる社会の実現」などを盛り込んだメーデー宣言が採択されました。

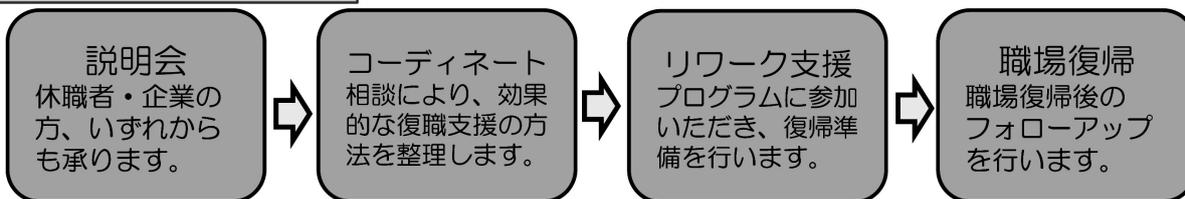
その後、参加者は「普通に働き暮せる社会に」などと書いたプラカードや横断幕を手に、デモ行進を行いました。

職場復帰支援（リワーク支援） 説明会のご案内

リワーク支援とは

岡山障害者職業センターでは、うつ病等のメンタル不全により休職されている方がよりスムーズに職場復帰できるよう、復職に向けたウォーミングアップのためのプログラム（リワーク支援）を、企業のご担当者や主治医と連携をしながら提供しています（利用料はかかりません）。

リワーク支援の流れ



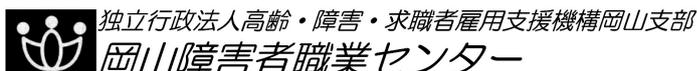
説明会について

- 日 時 平成30年6月20日（水）
7月18日（水）
8月22日（水）
9月19日（水） } いずれも午前10時～（約1時間程度）

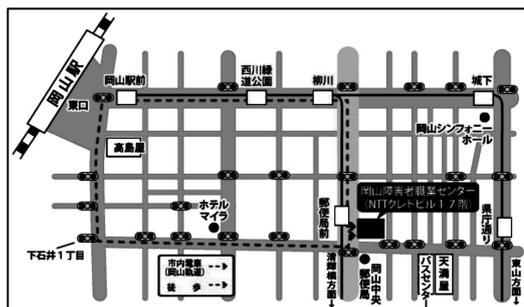
※原則、毎月第3水曜日に実施しておりますが、平成30年8月のみ第4水曜日の実施となります。

- 内 容 職場復帰支援の流れ・内容、利用に係る手続きの説明等
- 場 所 岡山障害者職業センター（岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル17階）
- 対 象 ①ご本人（ご家族）：うつ病等で休職中であり、当センターの職場復帰支援を利用して復職を検討されている方
②企業のご担当者：社員を職場復帰させるにあたって、当センターの職場復帰支援の利用を検討されている方
- 申 込 説明会前日までにお電話でご予約ください
- その他 日程の都合が合わない方は、個別で対応いたしますので、ご相談ください

※雇用保険適用事業所の社員を対象とするプログラムのため、公務員の方はご利用いただけません。



〒700-0821
岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル17階
TEL 086 (235) 0830 FAX 086 (235) 0831
URL <http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/okayama/>
E-Mail okayama-ctr@jeed.or.jp
(平日 AM8:45 ~ PM5:00)



平成30年度 県立高等技術専門校における在職者訓練の計画

■ 在職者訓練とは

在職労働者の方々を対象に職業に必要な専門的な知識及び技能・技術の習得を目標として県立高等技術専門校において実施する職業訓練です。訓練科ごとに多様な訓練コースを設定し、比較的短期間の職業訓練を行っています。主として、技能検定等の公的資格など技能向上を目指したコースを計画しています。

- ・受講申込み ご希望のコースの申込等につきましては、各専門校に直接おたずねください。
- ・受講料 いずれのコースも無料です。ただし、実技材料を一部負担していただく場合があります。

◇ 実施校：県立南部高等技術専門校 ☎086-424-3311

科名	訓練コース名	訓練コース内容	種別		1回定員	訓練時間数	延べ実施日数	実施予定月
			学	実技				
設備工事	新規採用者訓練	管工事に従事する新規採用者のための講習		●	10	18	3	4
	第二種電気工事士	第二種電気工事士受験のための事前講習	●		50	18	3	5
	第二種電気工事士	第二種電気工事士受験のための事前講習		●	30	12	2	7
	第一種電気工事士	第一種電気工事士受験のための事前講習		●	30	12	2	11
	建築配管作業1級	技能検定受検のための事前講習		●	20	12	2	11
	建築配管作業2級	技能検定受検のための事前講習		●	20	12	2	11
	建築配管作業1級	技能検定受検のための事前講習	●		20	12	2	1
	建築配管作業2級	技能検定受検のための事前講習	●		20	12	2	1
アーク溶接	アーク溶接基本	被覆アーク・半自動・TIG溶接の技能取得		●	10	15	2	7
	アーク溶接特別教育	アーク溶接特別教育講習	●	●	15	21	3	10
左官施工	左官施工作業	技能検定受検のための事前講習	●	●	20	15	2	6
建築塗装	建築塗装作業	技能検定受検のための事前講習	●	●	40	14	3	6
	鋼橋塗装作業	技能検定受検のための事前講習	●	●	20	14	2	12
オーダーメイド	婦人子供注文服製作	技能検定受検のための事前講習		●	10	15	2	6

◇ 実施校：県立北部高等技術専門校 ☎0868-26-1125

科名	訓練コース名	訓練コース内容	種別		1回定員	訓練時間数	延べ実施日数	実施予定月
			学	実技				
電気工事	第二種電気工事士	第二種電気工事士受験のための事前講習	●		20	12	2	5
	第二種電気工事士	第二種電気工事士受験のための事前講習		●	20	12	2	7
	第一種電気工事士	第一種電気工事士受験のための事前講習	●		20	12	2	9
	第一種電気工事士	第一種電気工事士受験のための事前講習		●	20	12	2	11
建築工事	大工工事作業	技能検定受検のための事前講習		●	20	12	2	12
CB工事	コンクリートブロック工事作業1・2級	技能検定受検のための事前講習	●	●	10	12	2	7

◇ 実施校：県立北部高等技術専門校美作校 ☎0868-72-0453

科名	訓練コース名	訓練コース内容	種別		1回定員	訓練時間数	延べ実施日数	実施予定月
			学	実技				
自動車点検	低圧電気取扱特別教育	EV,HVの点検に関する特別教育	●	●	20	12	2	12

(注) なお、本計画において申込者が少ない等、都合により開講できないことがありますのでご了承下さい。

■ お問い合わせ

上記高等技術専門校又は、岡山県産業労働部労働雇用政策課産業人材育成班(086)226-7387へ

ポリテクセンター岡山 公共職業訓練受講者募集&見学説明会参加者募集

平成28年度就職率

92.8%

まるで現場のような
施設設備

長年蓄積したノウハ
ウとカリキュラム

経験豊かなスタッフ
によるサポート



ものづくり分野への就職をめざすみなさま、
ポリテクセンター岡山が、
あなたの就活に伴走します。

◆ 訓練科名等

訓練科名（訓練期間）	入所月及び定員			
	7月	8月	9月	10月
CAD・NC機械科	15			15
生産管理技術科			15	
溶接技術科	15			15
電気・通信施工技術科	18			18
住宅リフォーム技術科		18		
電気設備技術科【7ヶ月間】		10		
電気設備技術科【6ヶ月間】			15	

・対象は、求職中の方（ハローワークで求職申込をしている方）です。
・電気設備技術科は、概ね45歳未満の方が対象となります。7ヶ月間コースは、1ヶ月目に社会人に必要とされるビジネスマナー、文書作成、コミュニケーション、チームワークなどのスキルを習得する講習があります。また、7ヶ月間コースは6ヶ月目に、6ヶ月間コースは5ヶ月目に、1ヶ月程度の企業実習があります。

- ・各科の詳細内容は、当センターホームページまたはハローワークに設置しているパンフレットをご参照ください。
- ・ほとんどの方が初心者（未経験者）です。幅広い年齢の方が受講されています。
- ・女性の方も多数受講されています。

◆ 申込受付期間等

入所月	申込受付期間	入所選考日	入所日	修了日
7月	4月9日～5月31日	6月8日	7月3日	12月27日
8月※	5月7日～7月5日	7月13日	8月2日	1月31日
9月	6月11日～7月31日	8月8日	9月4日	2月28日
10月	7月9日～9月6日	9月14日	10月2日	3月29日

・お申し込み先は、住所管轄のハローワークです。ハローワークの職業訓練相談窓口でご相談ください。

- ・定員に満たない場合は、申込期間を延長することがあります。
- ・訓練は、平日の9:25～16:00です。終了が17:00となる日もあります。
- ・受講料は無料ですが、作業服代や教科書代等は自己負担です。
- ※ 8月入所のうち、電気設備技術科【7ヶ月間】の修了日は、平成31年2月28日です。

◆ 見学説明会

入所月	開催日時
7月	5/15・22・29の10:00～11:50
8月	6/12・19・26の10:00～11:30
9月	7/10・17・24の10:00～11:30
10月	8/16・21・28の10:00～11:50

・直接当センターにお電話でお申し込みください。
・その入所月の科全科が、見学説明会の対象となります。
・見学説明会終了後、個別相談を承ります。
・他の日程も個別に承りますので、ご相談ください。

◆ お問い合わせ先&見学説明会お申し込み先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部
岡山職業能力開発促進センター（愛称 ポリテクセンター岡山）
〒700-0951 岡山市北区田中580
TEL 086-241-0940（平日：9:00～17:00）
URL <http://www3.jeed.or.jp/okayama/poly/>

厚生労働省所管の公共の職業能力開発施設です。ものづくり分野への就職を目指す求職者の方を支援しています。

（お願い）お越しの際は、駐車スペースが限られていますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

平成30年労使関係総合調査にご協力ください

平成30年6月から7月にかけて、県下全域で「労使関係総合調査」を実施します。この調査は厚生労働省が労働組合及び労働組合員の産業、加盟上部組合別の分布等、労働組合組織の実態を明らかにすることを目的に、全国すべての労働組合を対象として昭和22年以降毎年実施しているものです。

平成29年集計結果の概要

労働組合数及び組合員数

県内の労働組合数は838組合で、その組合員数は153,237人で前年より組合数は5組合減少、組合員数は3,458人増加しています。推定組織率は19.0%で、前年から0.4ポイント上昇しています。

区 分	平成29年	平成28年	増 減
労働組合数	838 組合	843 組合	△ 5 組合
労働組合員数	153,237 人	149,779 人	3,458 人
推定組織率	19.0 %	18.6 %	0.4

- ・推定組織率＝県労働組合員数／県推定雇用者数
- ・推定雇用者数＝[県内常用雇用者数＋県内臨時雇用者数]（H26 経済センサス）×当該年6月雇用指数／H26.7月雇用指数

※集計結果はホームページにも掲載しています。

全 国 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/roushi/kiso/17/index.html>
 岡山県 <http://www.pref.okayama.jp/page/detail-85412.html>

「平成30年工業統計調査」を実施します

- 平成30年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成30年6月1日時点で実施します。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。
- 調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。
- 調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答をよろしくお願いいたします。



工業統計キャラクター コウミちゃん

ホームページのご案内 <http://www.meti.go.jp/statistics/>
<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/15/>

経済産業省・岡山県及び県内市町村からのお知らせです

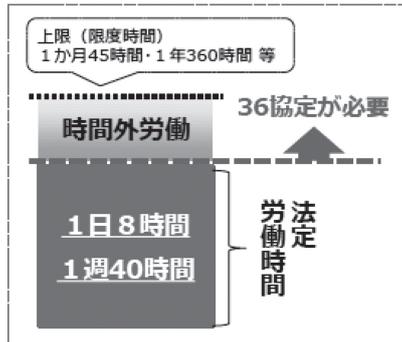
中小企業・小規模事業者の皆さまへ

サブロク協定をご存じですか？

時間外労働を行うには、「サブロク協定」が必要です。

- 労働基準法では、労働時間は原則、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
- 「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働（残業）させる場合には、
・労働基準法36条に基づく労使協定（36協定）の締結 ・労働基準監督署への届出 が必要です。
- 36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。

時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方(*)が36協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。



(※) 具体的には、
①従業員の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合は、その労働組合、
②過半数組合がない場合は、従業員の過半数を代表する方

【参考】

- ◆時間外労働の上限は、厚生労働大臣告示において、1か月45時間、1年360時間等とされています。（これを「限度時間」と言います。）
*ただし、特別条項を締結すれば、年間6か月まで、限度時間を超えて労働させることができます。
- ◆ただし、労働時間を延長する場合には、その時間をできる限り短くするよう努めなければなりません。

36協定を結ばないまま法定労働時間を超えた労働（残業）が行われる場合も見受けられますが、これは法令上問題があります。
36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ていただくようお願いします。

不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお気軽にご相談ください。

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃

岡山労働局長は、「岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃」を改正いたしました。改正発効日以降は、下記規格毎の最低工賃以上の委託工賃を支払わねばなりません。関係委託者の方は、支払工賃をご確認の上、必要な場合は見直しをお願いします。

効力発生の日(発効日)		(適用対象者)	
平成30年3月1日		岡山県内において、車両電気配線装置(ワイヤーハーネス)製造業に係る「カプラー差し」又は「チューブ通し」の業務に従事する家内労働者及びその委託者	
業 務	内 容	規 格	金 額(注)
カプラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカプラー(非防水タイプに限る)に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 35 銭
		20センチメートルを超えて50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 41 銭
		50センチメートルを超えて2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 50 銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 58 銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 27 銭
		15センチメートルを超えて30センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 39 銭
		30センチメートルを超えて50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 53 銭
		50センチメートルを超えるチューブについて行うもの	1本につき 63 銭

(注)「カプラー差し」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう。

☆詳細は、岡山労働局労働基準部又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

岡山労働局賃金室 ☎086-225-2014

労働保険年度更新手続きのお知らせ

本年度も、労働保険の更新時期が近付いてまいりました。
年度更新に必要な書類は、専用封筒で5月下旬に各事業場あてお送りします。

本年度の手続き期間は、**平成30年6月1日～平成30年7月10日**

電子申請は土日を含め24時間受付ます！

となっています。

本年は7月から、県下に受付会場を設けていますので、お近く会場をご利用ください(専用封筒裏面または同封のパフレット参照)。

直前には混雑が予想されるので、早めの手続きをお願いします。

なお、岡山労働局労働保険徴収室、各労働基準監督署、各年金事務所内に設置している社会保険・労働保険徴収事務センターでは随時受付をしています。

手続き等でご不明な点がありましたら、コールセンター(フリーダイヤル0120-700-244)、もしくは岡山労働局労働保険徴収室、最寄りの労働基準監督署へご相談ください。

また、**口座振替を行いますと、保険料の引き落としに最大約2か月ゆとり**ができますので、下記へお問い合わせください。



〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎1階

岡山労働局 労働保険徴収室 電話086-225-2012

詳しくは最寄りの労働基準監督署または岡山労働局ホームページでご確認ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>

(年金事務所は、<http://www.nenkin.go.jp/>)

派遣労働者を受入れる事業所の皆様へ

平成27年の労働者派遣法の改正から、平成30年9月30日で3年が経過します。施行後3年を迎えるにあたり、労働者派遣の受入れが適正に行われるよう、改めて以下の点について確認をお願いします。

1 受入れ期間の制限(3年)

【対象】平成27年9月30日以降に締結・更新された労働者派遣契約に基づく労働者派遣

【内容】すべての業務において、①事業所単位、かつ②個人単位の期間制限が適用されます。

派遣先は、同一の事業所において3年を超えて派遣を受け入れようとする場合は、延長しようとする派遣可能期間が終了する1か月前までに、事業所の過半数労働組合等から意見を聴く必要があります。

※ただし、「派遣元で無期雇用されている派遣労働者」や「60歳以上の派遣労働者」などは、期間制限の対象外です。

2 無許可派遣を行う事業主からの受入れ禁止

平成27年労働者派遣法の改正により、労働者派遣事業は許可制へ一本化されました。

※改正前から届出による特定労働者派遣事業を行っていた事業主が、経過措置として派遣事業を引き続き行える期限は、原則、平成30年9月29日までです。

3 労働契約申込みみなし制度

違法な労働者派遣を受け入れた場合、派遣先が、その派遣労働者に対して労働契約の申込みをしたとみなされる場合があります。

4 派遣労働者への募集情報の提供

派遣先において、派遣労働者に対し、募集情報を提供することが義務付けられています。

5 雇用安定措置への対応

派遣労働者の直接雇用に向けて、真摯な検討を行うなど、適切な対応をお願いします。

ご不明な点については、まず 岡山労働局 需給調整事業室へお問い合わせください ☎(086)801-5110

厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を掲載しています。

○平成27年労働者派遣法改正法の概要

○平成27年9月30日施行の改正労働者派遣法に関するQ&A など

労働者派遣法 平成27年改正 検索

＜ 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ ＞

全国各地で 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 を 絶賛開催中！

しごとサポーターポータルサイトを開設しました。
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧ください。

しごとサポーター 検索



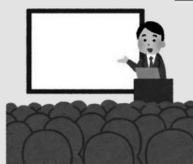
精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会には限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていくための講座を開催しています。



精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内 容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の（予定）特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）等について
- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：**企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**



- ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
- ※ 講座の開催日程は、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。
- ※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定ですが（数に限りがあります）。

事業所への出前講座も
あります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

※ 詳しくは、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。【電話番号 086(801)5107】

ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

岡山労働局雇用環境・均等室の助成金（平成30年度）

○平成30年度に雇用環境・均等室で担当している主な助成金は、次のとおりです。

仕事と育児の両立

■両立支援等助成金 出生時両立支援コース

事業主が、①育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に育児休業を利用させた場合及び、②育児目的休暇を導入し男性労働者に利用させた場合にそれぞれ一定額を助成します。

■両立支援等助成金 育休復帰支援コース

I 育休取得時・職場復帰時

中小企業事業主が、作成・導入した育休復帰支援プランに基づき①対象労働者に3か月以上の育児休業を取得させた場合及び、②当該休業取得者を原職等に復帰させ、6か月以上継続勤務させた場合にそれぞれ一定額を助成します。

II 代替要員確保時

中小企業事業主が育児休業の取得者について代替要員を確保（育児休業期間中に3か月以上雇用）し、育児休業取得者を原職等に復帰させ、6か月以上継続勤務させた場合、一定額を助成します。

III 職場復帰支援

中小企業事業主が育児休業から復帰後の労働者の支援する取組として子の看護休暇制度又は保育サービス費用補助制度を導入し利用した場合にそれぞれ一定額を助成します。

■両立支援等助成金 再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児または介護を理由とした退職者について退職前の実績等を評価し、処遇を決定する再雇用制度を導入後、制度に基づき、離職後1年以上経過している対象労働者を再雇用し、無期雇用者として一定期間継続雇用した場合に助成します。

最低賃金引上げ

■業務改善助成金（上限100万円）

業務改善（労働能率の増進・生産性の向上に資する機器・設備の購入等）に係る計画を作成・実施し、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業事業主に、改善の取組に要した費用の一定額を助成します。（申請期限：平成31年1月31日）

【主な支給要件】

- ①事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6か月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、交付申請後に賃金引上げを行うこと（引上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です）。
 - ②生産性向上のための機器・設備の導入などを行うこと（単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要な経費は対象外です）。
- ※「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象になります。

仕事と介護の両立

■両立支援等助成金 介護離職防止支援コース

介護離職防止及び仕事と介護の両立支援のため、実態把握、制度の見直し、社内研修、相談窓口の設置等に取り組み、かつ、介護支援プランを作成・導入し、対象労働者に①連続2週間以上又は合計14日以上介護休業を取得させ原職等に復帰させた場合及び、②連続6週間以上又は合計42日以上介護制度（所定外労働の制限・時差出勤・深夜業制限・短時間勤務）を利用させた場合に、それぞれ一定額を助成します。

女性の活躍を推進

■両立支援等助成金 女性活躍加速化コース

事業主が自社の女性の活躍の状況を分析し、課題がある場合に、女性活躍推進法に基づき、課題の解消に向けた「数値目標」及び数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定して、①具体的に取組んだ場合及び、②取組の結果目標を達成した場合にそれぞれ一定額を助成します。

働き方を変える

■時間外労働等改善助成金

労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、職場意識改善に係る計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業事業主に、取組に要した経費（それぞれの目的に要した設備投資等）の一定率を助成します。

取組み内容により、次の①～⑤の5つのコースがあります。

- ①職場意識改善コース（上限150万円）
【所定外労働の削減・年休取得促進】
（申請期限：平成30年10月1日）
 - ②時間外労働上限設定コース（上限200万円）
【長時間労働の見直し】
（申請期限：平成30年12月3日）
 - ③勤務間インターバル導入コース（上限50万円）
【休息時間の確保】
（申請期限：平成30年12月3日）
 - ④団体推進コース（上限1,000万円）
【事業主団体の時間外労働の削減、賃金引上げ】
（申請期限：平成30年8月31日）
- ※①～④の問い合わせ、申請先は岡山労働局雇用環境・均等室となります。（TEL：086-224-7639）
- ⑤テレワークコース（上限150万円）
（申請期限：平成30年12月3日）
- ※問い合わせ、申請先はテレワーク相談センターとなります。（TEL：0120-91-6479）

○それぞれの助成金について詳細な要件がありますので、申請を予定されている場合は、事前に岡山労働局 雇用環境・均等室あて問い合わせください。

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
TEL：086-224-7639 FAX：086-224-7693

